

市議会・選挙

市議会

担当：議会事務局 ☎870-0763

市議会は、市民から選挙で選ばれた17人の議員から構成され、条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、その他重要な契約の締結や財産の取得・処分などについて市の意思を決定する議決機関です。

市議会には、年4回(3月、6月、9月、12月)開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。また、市議会は、本会議以外に議案などをより能率的・専門的に審議するために各種の委員会を設けています。

●本会議・委員会の傍聴

本会議・委員会は公開されており、どなたでも傍聴できます(児童などは制限されています)。

傍聴の定員は本会議が52人(車いす席2を含む)で、委員会は10人以内です。

また、本会議・委員会の様子は開催時にモニターテレビで中継されており、市民課ロビーなどでご覧になれます。

定例会などの日程は「議会だより」や広報「だいとう」などでお知らせしています。

●会議録の閲覧

会議録は市民情報コーナーや市立図書館で閲覧できます。また、市のホームページでもご覧になれます。

●市政について意見や要望のあるとき

市政について、市民の皆さんが直接市議会に要望できる制度として「請願」と「陳情」があります。

請願には1人以上の紹介議員が必要であるなど、一定の要件があります。

議員の紹介のないものは陳情として扱います。

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

選挙

担当：選挙管理委員会事務局 ☎870-0764

●選挙人名簿への登録と時期

住民基本台帳に記載されて引き続き3カ月以上経過した20歳以上の日本国民であれば、選挙人名簿登録期ごとに自動的に登録します。

【定時登録】

毎年3月・6月・9月・12月の各1日現在で2日に登録します。

【選挙時登録】

選挙が行われるときに基準日と登録日を定めて登録します。

●登録の抹消

選挙人名簿は永久的なものですが、次の場合には名簿から抹消します。

- 死亡または日本の国籍を失ったとき
- 転出して4カ月を経過したとき
- 誤って登録されているとき

●縦覧

新規に選挙人名簿に登録された人を記載した書面は、一定期間、選挙管理委員会で縦覧できます。登録されているかどうか、よく確かめてください。

- 定時登録のときは、各登録月の3日から7日まで
- 選挙時登録のときは、選挙の都度選挙管理委員会が別に定める期間

●期日前(不在者)投票

投票は、投票日に投票所に行っているのが原則です。

しかし、仕事や旅行・用務などのやむを得ない事由で当日不在の人のために、事前に選挙管理委員会が設ける場所定期日前(不在者)投票することができます。

病院・老人ホームなど(指定病院などに限ります)に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票することができます。

また、身体に重度の障害がある人には、郵便を利用して自宅で投票できる不在者投票制度があります(ただし一定の条件が必要)。

この制度を利用するには、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けておく必要がありますので、お問い合わせください。

●点字投票と代理投票

目が不自由な人は、点字を用いて投票することができます。

また、体が不自由な人で、自ら投票用紙に候補者の氏名を書くことができない場合、第三者の立ち会いのもと代理者が選挙人に代わって記載します。

点字投票・代理投票を希望される人は、投票所でその旨を申し出てください。

●在外投票

外国に住所を有する満20歳以上の日本国民が、国政選挙に参加するための在外選挙人名簿の登録申請は、在外公館を通じて本人または同居家族が行います。

詳しい手続きについては、お問い合わせください。

市政を知る

広報

担当：秘書広報課広報広聴グループ ☎870-0403

●広報「だいとう」を発行

広報「だいとう」は、市民の皆さんと市政を結ぶ広報誌として、毎月1回、1日に発行しています。各地区の自治会などを通じて、各世帯にお届けしています。また、図書館や総合文化センター、市民会館などの各公共施設をはじめ、JR4駅(鴻池新田駅、住道駅、野崎駅、四条畷駅)に置いています。

●声の広報

広報「だいとう」に掲載されている記事を抜粋して、朗読しCDか録音テープに吹き込み、希望する目の不自由な人に郵送しています。声の広報希望については秘書広報課までご連絡ください。

また、次の施設で声の広報を備えています。中央図書館、西部図書館、障害者生活支援センター(三住町3-7)、秘書広報課

●点字広報

広報「だいとう」に掲載されている記事を抜粋して、点訳し、希望する目の不自由な人に郵送しています。点字広報希望については、秘書広報課までご連絡ください。







また、次の施設で声の広報を備えています。中央図書館、西部図書館、府立中央図書館、障害者生活支援センター(三住町3-7)、秘書広報課

大東市有償販売物



担当：総務課 ☎870-0415

大東市では、次の印刷物を販売しており、市役所本館1階の市民情報コーナー(①)、生涯学習センター「アクロス」(②)、総合文化センター1階歴史民俗資料館(③)などで下記のとおり買い求めいただけます。

1 絵はがき

名称	説明	価格	販売場所		
			①	②	③
 大東八景	大東市民憲章協議会が市内の素晴らしいと感じる風景や、史跡、文化財、自然などを「大東八景」として選定し、8枚組の絵はがきとしたもの。大東市市民憲章協議会作成。	400円	○		
 大東市文化財絵はがき第一集	御領の井路、龍間龍光寺石造地藏菩薩立像(延徳銘地藏)、堂山古墳群1号墳出土甲冑、野崎まいり、諸福勝福寺五百羅漢を、計5枚組の絵はがきとしたもの。昭和54年度作成	200円	○	○	○
 大東市文化財絵はがき第二集	野崎専応寺、中垣内庚申塔、同須波麻神社、北条宮谷・新田出土の有舌尖頭器と石剣、龍間寺千手観音像を、計5枚組の絵はがきとしたもの。昭和55年度作成	200円	○	○	○
 大東市文化財絵はがき第三集	灰塚おかげ灯籠、鍋田川遺跡出土の壺・高坏、東高野街道の野崎観音への道しるべ、龍間一石六地藏、諸福菅原神社(現諸福天満宮)・本殿を、計5枚組の絵はがきとしたもの。昭和56年度作成	200円	○	○	○
 大東市文化財絵はがき第四集	野崎観音裏山出土の弥生式短頸大型壺形土器、野崎専応寺所蔵の室町時代後期の書状、飯盛城址、龍間称迎寺一石十三仏、石造九重層塔を、計5枚組の絵はがきとしたもの。昭和57年度作成	200円	○	○	○
 大東市文化財絵はがき第五集	中垣内遺跡出土弥生土器、北新町遺跡出土木製戸口装置、龍間役行者像、御領石造地藏菩薩立像(永録銘地藏)、古堤街道を、計5枚組の絵はがきとしたもの。平成7年度作成	200円	○	○	○

2 行政一般

名称	説明	価格	販売場所		
			①	②	③
 第4次大東市総合計画	昭和42年度に「大東市総合計画」を策定以来、第4次となる総合計画書。平成13年度に策定した基本構想に基づき、第1期(平成13年度～22年度)として、大東市の具体的なまちづくり方針を定めている。A4判101頁	1,000円	○	○	
 だいとうしみのうた	大東市市制45周年を記念して作成された「だいとうしみのうた」を収録したCD。	200円	○	○	